

3 手当について

障がいのある方に、その生活の一助となるよう障がいの程度に応じて手当が支給されます。

◆ 特別障害者手当

20歳以上で、日常生活において常時特別の介護を必要とする方に支給します。

- <対象者> ・重度の障がいがある方（手帳に記載の等級がおおむね1～2級）
 ・重度の障がいにより常時安静が必要で、日常生活動作が1人では全くできない方
 ※ 身体障害者手帳または療育手帳の有無は問いません。

<手当額> 月額 27,980円

<支給月> 2月, 5月, 8月, 11月に3か月分を支給します。

- <支給対象外> ・病院等に3か月を超えて入院している方
 ・施設に入所している方

<その他> 所得制限により支給停止となる場合があります。

<申請手続きに必要なもの>

- ① 身体障害者手帳または療育手帳（手帳が交付されている場合）
- ② 認定請求書, 所得状況届
- ③ 請求者の個人番号カードまたは通知カード（請求者に配偶者や扶養義務者がいる場合はその方の分も必要です。）
- ④ 診断書（所定の様式以外のものは使用できません。）
- ⑤ 請求者名義の銀行の預金通帳（ゆうちょ銀行の場合は、振込用の店名と口座番号が必要です。）
- ⑥ その他 同意書 など（所得証明書などが必要になる場合があります。）

窓口

障がい保健福祉課 (☎ 21 - 3302 FAX 27 - 2770)
 亀田福祉課 (☎ 45 - 5482 FAX 45 - 5486)
 各支所

◆ 障害児福祉手当

20歳未満で、日常生活において常時介護を必要とする児童に支給します。

<対象者> 最重度の障がいのある児童

<手当額> 月額 15,220円

<支給月> 2月, 5月, 8月, 11月に3か月分を支給します。

- <支給対象外> ・施設に入所している児童
 ・障がいを支給事由とする年金を受給している児童

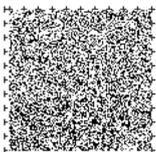
<その他> 所得制限により支給停止となる場合があります。

<申請手続きに必要なもの>

「特別障害者手当」参照

窓口

障がい保健福祉課 (☎ 21 - 3302 FAX 27 - 2770)
 亀田福祉課 (☎ 45 - 5482 FAX 45 - 5486)
 各支所



◆ 特別児童扶養手当

精神や知的、身体に重度または中度の障がいがある20歳未満の児童を養育している方に支給します。

〈手 当 額〉 重度の場合 月額 53,700円
中度の場合 月額 35,760円

〈支 給 月〉 4月, 8月, 11月

※新規認定された方など、有期認定の判定結果が出るまでに上記支給月後に認定された場合、認定手続きの都合上、上記支給月の他の月にも随時手当が支給される場合があります

〈支給対象外〉 ・対象児童が施設に入所している方
・対象児童が障がいを支給事由とする年金を受給している方

〈そ の 他〉 所得制限により支給停止となる場合があります。

〈申請手続きに必要なもの〉

- ① 身体障害者手帳または療育手帳（手帳の交付を受けていなくても申請できます。）
- ② 認定請求書 ③ 診断書（所定の様式以外のもは使用できません。）
- ④ 請求者と対象児童の個人番号カードまたは通知カード（配偶者や扶養義務者がいる場合はその方の分も必要です。）
- ⑤ 戸籍謄本 ⑥ 住民票（世帯全員の記載のあるもので、記載事項に省略のないもの）
- ⑦ 請求者の預金通帳 ⑧ 振込先口座申出書
- ⑨ その他（申立書、所得証明書などが必要になる場合があります。）

窓口

障がい保健福祉課 (☎ 21 - 3302 FAX 27 - 2770)
亀田福祉課 (☎ 45 - 5481 FAX 45 - 5486)
各支所

◆ 児童扶養手当

次のいずれかに該当する18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（一定程度以上の障がいのある児童は20歳未満）を監護する父、母または父・母に代わってその児童を養育している方に支給します。

- ① 父母が婚姻を解消した児童
- ② 父または母が死亡した児童
- ③ 父または母が一定程度の障がい（国民年金法の1級程度）の状態にある児童
- ④ 父または母が生死不明の児童
- ⑤ 父または母が引き続き1年以上遺棄している児童
- ⑥ 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ⑦ 父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑧ 婚姻によらないで生まれた児童
- ⑨ 棄児などで父母がいるかいないかが明らかでない児童

〈手 当 額〉 1人目 月額 44,140円～10,410円
 2人目 加算 10,420円～ 5,210円
 3人目以降 加算 6,250円～ 3,130円

〈支 給 月〉 1月, 3月, 5月, 7月, 9月, 11月

〈支給対象外〉 ・対象児童が里親に委託されたり、児童福祉施設（母子ホーム、保育所、児童の通所施設を除く）に入所しているとき
・対象児童が父または母の配偶者（事実婚、内縁関係含む）に養育されているとき
・受給資格者または対象児童の公的年金等受給額が児童扶養当月額を上回るとき

〈そ の 他〉 所得制限があります。

窓口

子育て支援課 (☎ 21 - 3267 FAX 27 - 6262)
亀田福祉課 (☎ 45 - 5481 FAX 45 - 5486)
各支所